⑸　当該製造物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　申請書等の受領期限の日から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
⑺　電子入札システムを利用する場合は、電子証明書（ＩＣカード）を取得していること。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒051―8524 北海道室蘭市入江町１番地14
北海道開発局室蘭開発建設部契約課上席契約専門官　髙崎　明広　電話0143―25―7024
⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成27年７月30日12時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成27年８月25日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成27年８月26日10時00分　北海道開発局室蘭開発建設部入札室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報）により随時受け付ける。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiya Hara, Director of Muroran Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : 1 set of Muroran Development and Construction Department IP Private Branch Exchange
⑷　Delivery period : 29 February 2016
⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2013・2014・2015
③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and the supply for a manufactured goods
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 July 2015
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 25 August 2015
⑼　Contact point for the notice : Akihiro Takasaki, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Muroran Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 1―14, Irie-cho, Muroran, Hokkaido, 051―8524, Japan TEL 0143―25―7024

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年７月１日
支出負担行為担当官
東京航空局長　加藤　　敏
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○東空財第258号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15
⑵　購入等件名及び数量　東京国際空港エプロン監視用ＩＴＶ装置東側ターミナル地区ＥＴ－１～４カメラ機器一式の購入
⑶　納入場所　東京空港事務所（東京都大田区羽田空港３－３－１）
⑷　調達件名の特質等　東京国際空港における東側ターミナル地区のＩＴＶカメラ装置の更新に伴い、必要となるエプロン監視用ＩＴＶ装置機器一式を購入するものである。
購入機器概要
カメラ装置（一体型）
１）カメラ（単板式）４台
制御盤
１）外部筐体　４台
２）光伝送装置（送信用）４台
３）光成端箱　４台
４）ＲＳ―232Ｃ/ＲＳ―422Ａ変換器　４台
５）電源端子部　４台
６）避雷器（電源・映像・信号）４台
ＩＴＶ制御架
１）光伝送装置（受信用）４台
２）タイトルジェネレータ　13台
⑸　納入期限　平成27年10月30日まで
⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。